明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**内閣府**五一）　一
〔告　示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**二九四）　二
○日本国に帰化を許可する件（**同**二九五）
○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのロシア連邦の加入のための議定書のロシア連邦による受諾に関する件（**外務**二二七）　三
○モルドバ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二二八）
○保安林の指定をする件（**農林水産**九〇〇～九一一）
○保安林の指定を解除する件（**同**九一二）　四
○電気用品安全法第十二条の規定に基づき表示を付することを禁止した件（**経済産業**一四八）
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**七二三）　六
○海上における射撃訓練等を実施する件（**防衛**一二五～一二七）
○海上における射撃訓練を実施する件（**同**一二八～一三〇）　七
〔国会事項〕
内閣　国家公安委員会　金融庁　公害等調整委員会　法務省　海上保安庁　七
〔人事異動〕
内閣　国家公安委員会　金融庁　公害等調整委員会　法務省　海上保安庁　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔褒　賞〕　九
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
指定保安検査機関の指定に関する公示（中部近畿産業保安監督部）　一〇
国家試験
平成二十六年海事代理士試験の施行（国土交通省）　一〇
〔公　告〕
諸事項　二
官庁
許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第四条の規定に基づく仮配当表、前払式特定取引業者の営業保証金及び前受業務保証金の還付に係る権利の調査についての意見聴取会関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二六
特殊法人等
平成二十五年度外務省共済組合の決算関係　三〇
会社その他
会社決算公告　三〇

府　令

○内閣府令第五十一号

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第二十六条第二項第三号の規定に基づき、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年七月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令（平成二十六年内閣府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「沖縄振興特別措置法施行令（以下「令」という。）」を「令」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（欠格事由の対象法令）

第一条　沖縄振興特別措置法施行令（以下「令」という。）第二十六条第二項第三号に規定する内閣府令で定める法令は、次の各号に掲げる業務を行う法人にあっては、金融関係法令とする。

一　次に掲げる金融業に係る業務

イ　銀行業、無尽業又は株式会社商工組合中央金庫若しくは株式会社日本政策投資銀行の行う事業

ロ　農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫又は労働金庫連合会の行う事業

ハ　農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う信用事業及び共済事業

ニ　貸金業、クレジットカード業若しくは割賦金融業、住宅専門金融業又は証券金融業

ホ　金融商品取引業又は確定拠出年金運営管理業

ヘ　信託業又は信託契約代理業

ト　短資業又は金融商品取引所の行う事業

チ　生命保険業、損害保険業、保険媒介業又は保険代理業